

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 4月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	残留熱除去機器冷却海水系(A)非常用ディーゼル発電設備冷却系熱交換器出口海水ライン自動空気抜き弁において、シート部に漏えい(非放射性)が認められたため、当該弁を点検・修理。	—	H27.1.6再審議にて点検した結果、不適合に該当しないことが確認されたため削除。
2	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室圧縮機(B2)において、運転中に「圧縮機B2潤滑油圧力低」警報が発生したため、原因調査。	対象外	H27.10.5再審議にてグレード変更GⅢ→対象外
3	4号機	換気空調系コントロール建屋非常用電気品室圧縮機(D2)において、運転中に「圧縮機D2吸込圧力低」警報が発生したため、原因調査。	GⅡ	H26.9.3再審議にてグレード変更GⅢ→GⅡ